

18 高循推第 336 号  
平成 19 年 1 月 25 日

各 所 属 長 様

循環型社会推進課長

## グリーン購入における木材・木材製品の合法性の証明について

日頃は、グリーン購入の推進にご協力いただき、まことにありがとうございます。

グリーン購入法改正（H18.2）により、平成 18 年 10 月から国の機関では木材や木材製品を調達する際、「森林法などの関係法令に基づいて合法的に伐採されているか」の証明が必要になりました。

高知県でも、平成 18 年度グリーン購入実施計画（計画期間 H18.4.1～H19.3.31、判断基準等含む）では、別紙の品目（木材・木材製品）については、その購入時の「判断基準」や「配慮事項」に、その製品の材料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出である証明が必要になっています。（これまでの基準に上乘せしたものとなっています。）

つきましては、これらの該当製品を購入される際には、その「木材合法性証明書」が必要となりますので、今後は別紙の「留意事項」を参考に購入されるようお願いいたします。

合法性の証明書は、林野庁作成のガイドライン(H18.2)に基づき、発行されるようになりました。

合法性とは・・・伐採に当たって原木の生産される国または地域における森林に関する法令に照らし手続きが適切になされたものであること。

### 【問合せ先】

文化環境部 循環型社会推進課

担当：西森文明（内線 9792）

TEL:088-823-9792

FAX:088-823-9283

E-mail:fumiaki\_nishimori@ken4.pref.kochi.jp